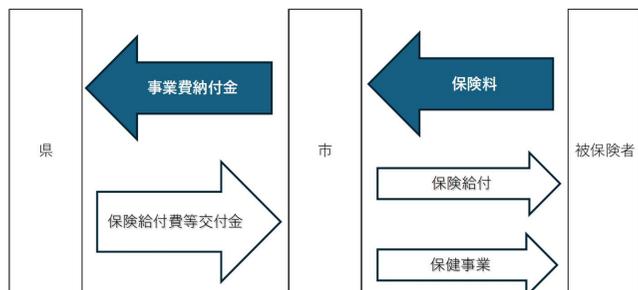


## 保険料率について

### 1 国民健康保険財政の概要

国民健康保険財政は次のような仕組みとなっています。

【国保財政のしくみ】



被保険者が医療機関を受診した際、市は被保険者へ保険給付を行います。保険給付の対価として財政運営の責任主体となった県が市へ「**保険給付費等交付金（以下、交付金）**」を負担します。この交付金の原資とするため、市は県へ「**事業費納付金（以下、納付金）**」を納入し、納付金の原資として、被保険者から保険料を徴収する仕組みです。

- 納付金を納めるための目安として、県から『標準保険料率』が示されます。
- 市は、『標準保険料率』を参考とし、市の保険料率を決定します。
- 市は、被保険者の負担が増大しないよう基金等を活用して保険料率を決定します。

令和元年度、10億円以上の基金を保有していましたが、令和6年度末には、約6億8千万円となる見込みです。  
令和7年度予算編成においては、1億8千万円を取崩す予定としています。

### 2 納付金と保険料の現状と今後の見通し

被保険者の減少に伴い、市が納める納付金総額は減少していますが、医療費（保険給付）は、年々増加傾向にあります。一人あたりに換算した納付金は高い状況が継続しており、この傾向はしばらく続く見込みです。

令和6年度には、基金をより長く持ち続け、持続可能な国保財政運営とするため、13年ぶりに保険料率の引上げを行いました。

引上げの結果、基金の取崩額は若干抑制されていますが、今後も必要に応じて保険料の引上げを検討していく必要はあると考えられます。

### 3 令和7年度の保険料率

令和7年度保険料率については、令和6年度料率を据置の予定としています。

区分	令和7年度（予算）			
	所得割 <small>（所得-43万円×率）</small>	均等割 <small>（1人当たり）</small>	平等割 <small>（1世帯あたり）</small>	賦課限度額
医療分	8.3%	23,400円	21,000円	66万円
後期分	2.8%	8,000円	7,100円	26万円
介護分	2.4%	7,700円	5,100円	17万円

※ 被保険者の令和6年所得が確定した後、保険料の試算等を行い、**令和7年度保険料率を最終的に決定**します。

### 4 保険料率の今後の見通し（国・県の動向）

現在、保険料率は各市町で決定していますが、財政主体が県となったことや同一地域内の負担の均衡を保つ目的などから、「**保険料水準の統一**」の動きがあります。

○国が示している統一の段階と目安の時期は以下のとおりです。

統一の内容		目標時期
納付金ベースの統一	事業費納付金の各市町への按分にあたって市町ごとの医療費水準を反映させない。	令和12年度保険料算定までの実施を目指す。
完全統一	県が定めた保険料率を各市町が採用し、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料とする。	令和18年度保険料算定までの移行を目標とする。

※「完全統一」となった場合、基金等を使って市単独で保険料率を引下げることができない見込です。

山口県では、令和12年度から「**納付金ベースの統一**」を行うことが決定しています。現在の仕組みでは、保険給付が高額となった際、その市町の納付金に影響しますが、統一後は、県内全ての市町で支えることになります。

「**完全統一**」については、市町ごとに「保健事業」や「収納対策」、「基金の在り方」などを調整する必要がありますので、今後、統一に向けた協議を行っていく予定です。